

要綱協議申請書添付図面等作成要領書

○各課別必要図書

	建築物の建築を伴うもの 宅地造成・宅地分譲等											農地・山林 農業用水路	農地	工場	店舗	※住宅課 正・副 計2部		
	資材置場、駐車場等の造成（露天）																	
	住宅課	都市計画課	土木建設課	交通政策課	環境政策課	スポーツ・文化振興課	教育委員会教育総務課	危機管理課	中消防署	滋賀県建築開発課						上下水道課	自治振興課	農林課
①協議申請書	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
②開発事業概要書	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
③隣接土地所有者一覧	※		○							○							○	○
④説明会（協議）経過書	※																○	○
⑤表示標識設置報告書	※																○	○
⑥誓約書（開発・中高層）	※																○	○
⑫社員寮に関する建築計画書	※																△	△
迷惑駐車防止に関する誓約書	※																△	△
委任状	※																○	○
現況写真	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
位置図	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
字限図	※		○							○			○	○			○	○
現況図	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
土地利用計画図	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
造成計画平面図	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
造成計画断面図	※		○							○							○	○
給排水計画図	※		○		○					○	○						○	○
緑化計画図	※																○	○
工作物構造図	※		○							○							○	○
求積図	※									○							○	○
登記事項証明書	※		○							○				○			○	○
電波障害予測図	※				○													○
日影図	※				○													○
建築計画図	※	○			○	○			○	○	○			○	○	○	○	○
⑨着工届・⑩完了届 ⑪緑地完了届	※																○	○

- ・事業内容により必要に応じ構造計算書、道路縦断図、交通安全施設図を添付すること。
- ・住宅系の開発事業については、地元自治会との自治会加入に関する協議結果報告書（位置図、

土地利用計画平面図（A3縮小版）を添付）を協議申請書とは別に２部提出すること。
 ・工業系用途地域での住宅開発については、協議申請に先立ち工業系用途地域住宅開発申出書を提出すること。

「栗東市開発事業に関する指導要綱」協議申請にかかる事業者の申請部数

申請内容

a) 開発事業全般 (資材置き場、駐車場含む)	住宅課（正・副 計２部） 都市計画課 土木建設課 交通政策課 環境政策課 スポーツ・文化振興課 教育委員会教育総務課 危機管理課 中消防署 滋賀県建築開発課	１１部
b) 農地転用を伴う場合	農業委員会	１部
c) 給排水を伴う場合	上下水道課	１部
d) 工場又は店舗を計画する場合	商工観光労政課（店舗） 企業立地推進課（工場）	１部
e) 山林が含まれる場合・ 農地転用を伴う場合・ 周辺に農業用水路が存在する場合	農林課	１部
f) 住宅系の場合	自治振興課	１部
g) 老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅等	長寿福祉課 (都市計画課と同じもの)	１部
h) その他（必要に応じて）	南部土木事務所 甲賀土木事務所 草津警察署 滋賀国道事務所	各１部

部数計算

- 農地を転用し、分譲宅地を計画する場合
 $a) + b) + c) + e) + f) = 15$ 部
- 既存の資材置き場にコンビニを建築する場合
 $a) + c) + d) = 13$ 部

注1 まちづくり基本構想（後継プラン）地区内は、企業立地推進課へも図書を配布

注2 事業内容により協議書類に変更が生じる場合は、事前に担当課と協議すること